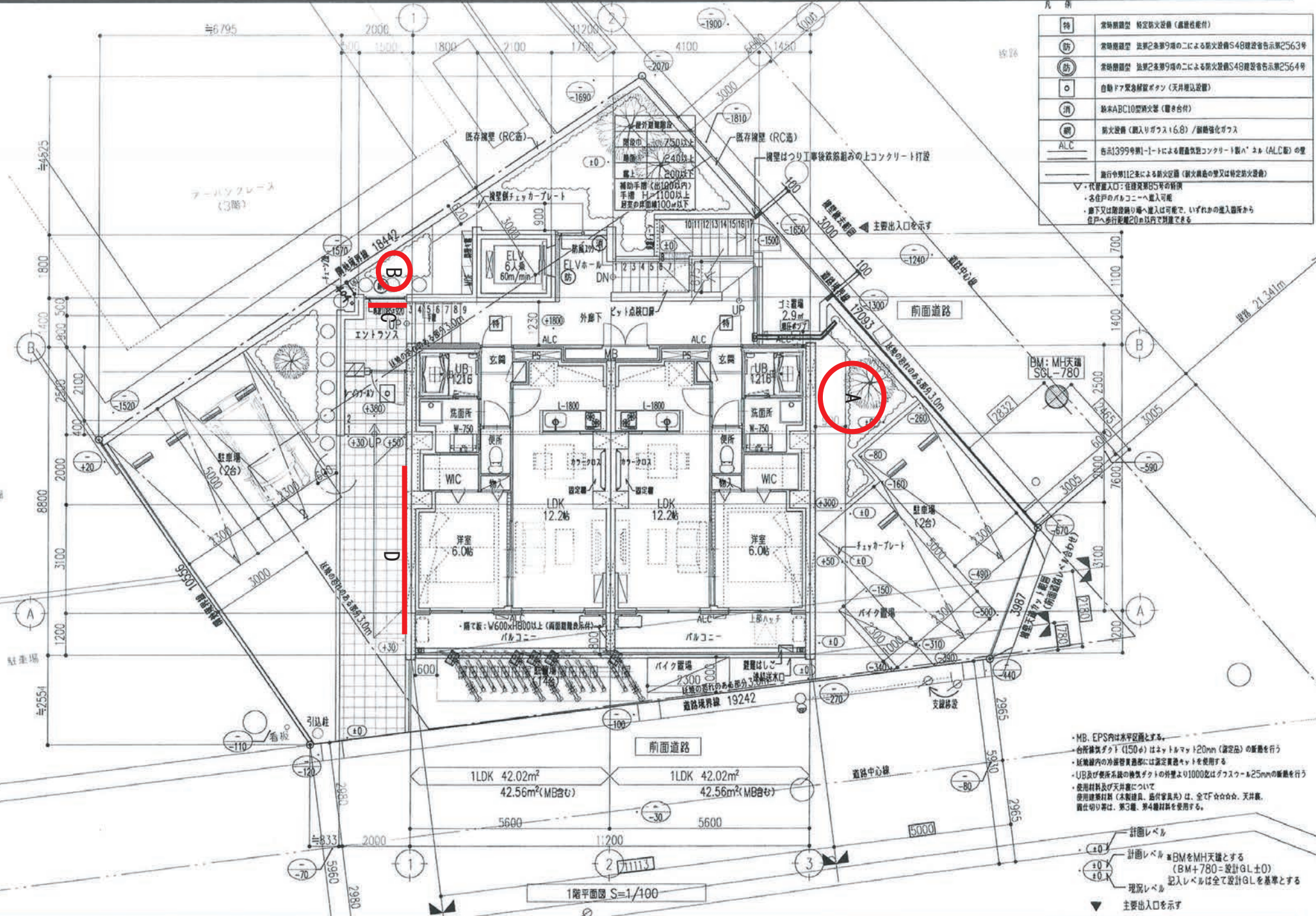




凡 例	特	常時設置型 特定防火設備 (高層住居用)
所	常時設置型 法規2条第9項の二による防火設備S48建設省告示第2563号	
防	常時設置型 法規2条第9項の二による防火設備S48建設省告示第2564号	
○	自動ドア緊急解放ボタン (天井埋込設置)	
○	防炎ABC10型消火器 (置き台付)	
○	防火設備 (鋼入りガラス16.8) / 鋼強化ガラス	
ALC	告示1399号第一号による軽量気密コンクリート製ハネハ ALC版の壁	
	施行令第112条による防火区画 (耐火構造の壁又は特定防火設備)	

▽: 代客出入口: 住居令第95号の新築  
 ・各住戸のバルコニーへ進入可能  
 ・廊下又は階段廻り場へ進入は可能で、いずれかの進入箇所から住戸へ進行距離20m以内で設置できる



- ・MB: EPS内は水平区画とする。
- ・合板床タフト (150φ) は2x10mm (露出部) の断縁を行う
- ・延焼線内の外壁等開口部には認定キャットを使用する
- ・UB及び便所系統の換気ダクトの外壁より1000φはグラスウール25mmの断縁を行う
- ・使用材料及び天井裏については、使用建築材料 (本製器具、器具家具等) は、全て☆☆☆☆、天井裏、隠し切り等は、第3種、第4種材料を使用する。

計画レベル  
 計画レベル ※BMをMH天罐とする (BM+780=設計GL±0)  
 記入レベルは全て設計GLを基準とする  
 現況レベル  
 ▼ 主要出入口を示す